

令和6年度土砂災害対策啓発推進委託業務 プロポーザル審査要領

令和6年度土砂災害対策啓発推進委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「令和6年度土砂災害対策啓発推進委託業務プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

- (1) 点数は、各委員100点とし、その合計を総合評価点とする。
- (2) 審査項目とそれぞれの配点は、別紙「令和6年度土砂災害対策啓発推進委託業務プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）のとおりとする。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書を審査するため、審査委員会を次のとおり開催する。

- (1) 日時 別途通知する日時
- (2) 場所 別途通知する日時
 - ア プレゼンテーションの時間は1者につき30分以内とする。
 - イ 順番は別途通知する。
 - ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分間設ける。
 - エ プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書のみとし、新たな資料等の使用は認めない。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

審査基準

審査項目		審査の視点	配点
大項目	小項目		
業務目的の理解	業務への理解	本業務の目的及び仕様書の内容を十分理解し、それに沿った適切な提案がされているか。	10
業務に関する提案	土砂災害対策啓発動画 コンテンツ制作 (仕様書第3条1)	○自助の取り組み（ポータルサイト「高知県の土砂災害危険度情報」による区域の確認、大雨や地震の際の早期避難等）について、行動に移せることが期待できる内容となっているか。 ○メッセージ性が強く、防災に関心が低い方にも興味を持ってもらうことができるインパクトのある内容か。	20
	土砂災害対策啓発 テレビCM放送 (仕様書第3条2)	○視聴率の高い時間帯での放送が多いか。 ○放送回数が多いか。	20
	その他の啓発 (仕様書第3条3)	○広範囲にわたって土砂災害を効果的に啓発できる媒体や手法であるか。 ○自助の取り組み（ポータルサイト「高知県の土砂災害危険度情報」による区域の確認、大雨や地震の際の早期避難等）について、行動に移せることが期待できる内容となっているか。 ○防災に関心が低い方にも興味を持ってもらうことができる仕組みになっているか。	40
実施体制・ スケジュール	実施体制・ スケジュール	○事業を円滑かつ確実に実施できる体制及びスケジュールとなっているか。 ○業務の指針体制及び責任者、その他当該業務に従事する者の役割が明示されているか。	10
合 計			100